

改正連結会計基準等の公開草案、公表—ASBJ

去る8月26日、企業会計基準委員会は第208回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

改正連結会計基準(案)等の公表議決

ASBJでは、コンパージエンスの観点から、連結財務諸表におけるSPCの取扱いについて、短期的な対応を行うべく検討が行われてきた。

今回、公表議決されたのは次の4つの公開草案。

- ・「連結財務諸表に関する会計基準(案)」（企業会計基準22号の改正案）
- ・一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(案)」（企業会計基準適用指針15号の改正案）
- ・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」（企業会計基準適用指針22号の改正案）
- ・「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」（実務対応報告20号の改正案）

現在、わが国では「子会社の

範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三において、一定の要件を満たしたSPCについては子会社に該当しないものとする推定規定がある。

今回の改正では、当該取扱いを会計基準のなかで定めることとした。また、この取扱いは資産の譲渡者のみに適用される。

適用時期は平成24年4月1日以後開始する連結会計年度の期首からとされており、早期適用は可能。

なお、これらの公開草案は9月3日に公表されており、コメント募集は11月4日まで。

退職給付プロジェクト

退職給付専門委員会では本年3月に公表された退職給付に関する会計基準(案)、および同適用指針(案)に寄せられたコメントへの対応を行ってきた。前回の専門委員会でステップ1に関する検討はおおむね終了し、以降の検討は本委員会に委ねられることとなった(本誌2010年9月10日号(No.1258)情報フラッシュを参照)。

本委員会において、事務局から退職給付プロジェクトの進め方について、当初のスケジュー

ルどおり本年にもステップ1について最終基準化することが提案された。しかし、今回の本委員会では「B/S即時認識について、IAS19号が確定してから結論を出すべき」、「短期間に数回の改正が行われると実務負担が大きい」など、ステップ1・2として分ける必要があるのかという反対意見が多く出された。最終基準化に際して、事務局の舵取りが難しくなっているといえそうだ。

基準諮問会議からの提言

8月2日に開催された第10回基準諮問会議において、次の2つのテーマについてASBJで検討することが提言された。

●四半期財務諸表に関する会計基準の改正

平成20年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度から、四半期報告制度が導入されている。

しかし、諸外国と比較して開示書類の作成負担が重い等の理由から、四半期報告制度の簡素化が作成者側から求められている。また、本年6月18日に閣議

決定された「新成長戦略」においても、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010年中に所要の改革を行うこととされている。

よって、特に第1四半期および第3四半期については大幅な

簡素化が必要であるとの意見を考慮し、四半期財務諸表に関する会計基準、および同適用指針を見直す方向。

今後のスケジュールとしては、年内に公開草案を公表し、2011年3月までに最終基準化することが予定されている。

●後発事象に関する会計基準等の策定

わが国では、「後発事象」に関する会計基準がなく、日本公認会計士協会監査・保証実務委員

会報告76号「後発事象に関する監査上の取扱い」等に則って実務が進められているとみられる。しかし、国際的な会計基準には「後発事象」に関する会計基準がある。

そこで、昨年「変更・訂正会計基準」が公表されたこと等を契機として、後発事象の考え方を整理したうえで、IFRSと同様に定義や会計処理、開示などを規定する会計基準等が策定されることになる見込み。

国際会計

IFRS1号改訂案「初度適用企業に対する固定日付の削除」、公表—IASB

去る8月26日、IASBは、IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」における固定日付の一部を削除するIFRS1号の改訂案を公表した。これに対するコメント募集期限は2010年10月27日となっている。

要旨

今回の提案は、IFRS1号を改訂し、基準において固定された日付であった「2004年1月1日」を「IFRSへの移行日」という表現に変更するものである。

結果として、初度適用企業

は、IFRS移行日より前に発生した金融資産および金融負債の認識の中止については、原則としてIAS39号「金融商品」認識及び測定」を遡及適用することはなくなる。さらに、初度適用企業は、IFRS移行日前に発生した取引に係る金融商品の初日損益を修正する必要はなくなる。

金融資産および金融負債の認識の中止

IFRS1号の遡及適用の禁止規定として、IAS39号の金融資産および金融負債の認識の

中止に関する規定は、2004年1月1日以降に発生した取引に対して、将来に向かって適用しなければならぬと定められている。

今回の提案によると、この「2004年1月1日」という固定された日付を「IFRS移行日」と変更することで、従前のGAAPに基づいて、金融資産または金融負債の認識の中止をIFRSの移行日より前に行った場合には、それがIFRSに基づく認識を中止すべきでなかったとしても、原則として金融資産または金融負債として再度認識することはできない。

金融資産および金融負債の当初認識時の公正価値測定

金融資産および金融負債の当初認識は公正価値によるが、それらに活発な市場がない場合は、市場での類似取引や評価技法を用いて公正価値を見積るとされている。

IAS 39号では、金融資産または金融負債の当初認識に関する

意図せざる円高修正局面の可能性

金融

政府・日銀は8月下旬に円高対応策を発表した。
政府は、エコポイント制度の

る初日損益の認識を制限するため、当初認識時における金融資産または金融負債の公正価値が同一の金融商品における現在の観察可能な市場取引との比較による場合、または観察可能な市場からのデータのみを変数とした評価技法に基づいている場合以外は、取引時点での損益認識は禁止されている。

- ・2002年10月25日よりあとに行われた取引についての当初認識
- ・2004年1月1日よりあとに行われた取引についての当初認識

今回の提案は、これら2つの日付を廃止し、IFRS移行日以降に行われた取引に適用できるとするものである。

延長や新卒者の雇用対策など、一部の制度を変更する対応策が主で、経済対策というにはあま

9月には高齢者が感謝される日がめぐってくる。一度は15日。この日は老人福祉法で「老人の日」と定められて、これまでの社会寄与に対して個別に感謝の言葉がかけられる。二度目は第3月曜日の20日。この日は「国民の祝日」と定められて、これまで

遺伝子には疾病の発症を抑制する働きがあるのかもしれない。その長寿者に共通した遺伝子標識150を洗い出し、特定の個人が平均よりも並外れて長生きする確率の算出モデルを導き出した、というのが研究成果だ。



長寿が遺伝子の働きに依存しているとすれば、その遺伝子の組み合わせを持っていれば長生きする確率が高いというわけだ。ボストン大学の研究チーム

「老人」の定義は複数存在する。「長寿」者の定義も同様である。万人が認める長寿者は百歳だろう。世紀を生きた人は、どこから見ても長寿高齢者に値する。その人数は2009年で4万3999人。87%が女性だ。高齢者とは老女の代名詞でもある。姿を見せない111歳男性長寿高齢者が、その存在に疑念を抱かれたのは当然の成り行きだったともいえる。

その長寿要因を遺伝子からのアプローチで分析した研究成果が公表された(「サイエンス」電子版7月1日)。米国で行われたこの研究は、百歳以上の人が共通して持っている遺伝子の特徴を分析したものだ。百歳超の長寿高齢者群と無作為抽出群との間には、一般的な疾患に関わる遺伝子の数での違いがなかった。疾病への脅威が同じ確率で起きるのだとすれば、長寿者の

眞理子「ヒトとチンパンジーはどが違う?」「UP」2010年7月号)という。遺伝子的アプローチが重みを増してくるゆえんだ。

2009年の簡易生命表(7月26日公表)によれば、日本人の平均寿命は女性86・4歳で世界一、男性は79・6歳で5位。これは、その年に生まれた人の話だ。今生きている人の余命は86歳女性が7・8年、79歳男性は9・2年だ。この表での余命を見ると、60歳代ごろまでは歳を重ねるごとに短くなっている。その後は余命の減少が小さくなり、百歳以上の余命減少は大変小さい。ある点に到達すれば、命はなかなか擦り切れないものようだ。一部は未確認の統計誤差があるにせよ、百歳以上にまで生き延びる割合は日本人の場合で3145人に1人(2010年3月末住民基本台帳比較で在日外国人を含まず)。

この、選ばれた数に入る確率が遺伝子によるものだとすれば、健康チームは余命を延ばすのではなく命が尽きるまで日常生活を送れるようにする努力でしかないことになる。生命保険会社も年金財政も、新たなしくみを考える時代が来るかもしれない。

(神保敏明)

りにも小規模すぎる内容だった。

一方の日銀は、臨時の金融政策決定会合を開催し、昨年12月に導入した0・1%の固定金利で貸し出す新型オペに関して、貸付期間を現行の3カ月に加えて6カ月も新設し、さらに供給額を20兆円から30兆円に引き上げる措置を発表した。これも市場からみた意外性はなく、市場へのインパクトは極めて限定的となっている。

今回の円高局面は投機筋による相場かく乱というわけではなく、欧米の金融不安やそれに伴う財政赤字に対する懸念が主因である。さらに、年初のオバマ米大統領の輸出倍増計画の発表を筆頭に各国の自国通貨安の思惑が顕著で、消去法的に円買いに向かわざるを得ないという市場環境もある。

したがって、為替介入を仮に実施しても単独介入にならざるを得ず、効果は期待できないという側面が強い。まして、日銀の表面的な量的緩和策に為替相場が反応するはずもなく、政府・日銀に表面的な相場操縦を期待する一部の市場関係者やマスメディアの報道は間違いである。円高対応策があるとするれば、最も理想的なのは一定の期待インフレ率を伴った経済成長見通しが明確になることだ。

しかし、円高修正局面は別の要因からやってくる可能性もある。今回の民主党代表選挙に小沢一郎前幹事長が立候補するところが市場に伝わると、長期金利は再び1%水準を超えて上昇した。菅首相よりは積極財政派である小沢氏に対する警戒感とも取れるが、小沢氏に近い国会議員が小沢氏に国有財産の証券化

による国家財政の財源調達を進言し、受け入れられたと発言したことも一因だ。これは国債市場の変動性を高め、円の信認を低下させる要因となる。政府・与党として今後この政策を採用すれば、意図せざる円高修正局面を迎える可能性がある。

円高対策の効果は期待できないが…

証券

日本銀行は8月末に追い立てられるように円高対応に動いた。追加の金融緩和策として、0・1%の政策金利による資金供給額を現行20兆円から30兆円へ拡大するのが骨子である。同時に政府もエコ住宅、エコカー、エコ家電に対する優遇金利や補助金制度の来年3月末までの延長、学生の就職支援策の強化などを中心とする経済対策をまとめた。

為替市場への介入(円売り、ドル買い)なしに、この程度の対策を打っても5月以降、ほぼ一本調子で上昇を続けている為替相場の方向転換にはとうてい無理であることは誰にもわかっている。しかし、日本の為替相場に対する意思表示をした点

による国家財政の財源調達を進言し、受け入れられたと発言したことも一因だ。

これは国債市場の変動性を高め、円の信認を低下させる要因となる。政府・与党として今後この政策を採用すれば、意図せざる円高修正局面を迎える可能性がある。

で、何もしないよりはましである。一方、政治の世界では政権与党の代表選挙の日程が到来し、現職首相と党の有力者がしのぎを削る選挙戦を行うという事態に至ってしまった。最も敏速な政策決定が求められているときの政治空白である。他の国からみると、まったく理解しがたい光景であろう。議院内閣制の欠陥をみる思いがする。

とにかく早く首相の座を決め、財政の長期的視点に立って23年度予算の方向性を決め、必要な制度改革に着手する必要がある。ただ、現実の株価は下落幅が先進国市場で最大であったこともあって、割安感が生じるとこ

財務省法人企業統計調査

—平成22年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づき幹幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものである。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施している。以下は平成22年9月3日に発表した22年4～6月期の調査結果の概要である。

回答法人数 23,385社 (19,645社)
回答率 73.8% (74.3%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値である。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増収
売上高は357兆9,121億円で、前年同期(297兆5,154億円)を60兆3,967億円で上回り、対前年同期増加率(以下「増収率」という)は20.3%(前期10.6%)となった。

業種別にみると、製造業では、輸送用機械、情報通信機械、生産用機械など多くの業種で増収となったことから、製造業全体では25.9%(同19.1%)となった。

一方、非製造業では、建設業、情報通信業、物品賃貸業などで減収となったものの、卸売業、小売業、サービス業、不動産業などで増収となったことから、非製造業全体では18.1%(同7.5%)となった。資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は9.1%(同9.8%)、1億円～10億円の階層は7.6%(同10.2%)、1,000万円～1億円の階層は35.6%(同11.6%)となった。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増益
経常利益は13兆2,745億円で、前年同期(7兆2,366億円)を6兆379億円で上回り、増加率は83.4%(前期163.8%)となった。

業種別にみると、製造業では、食品品などで減益となったものの、輸送用機械、情報通信機械、電気機械などで増益となったことから、製造業全体では553.0%(同黒字転化)となった。一方、非製造業では情報通信業、電気業などで減益となったものの、サービス業、卸売業、小売業、建設業などで増益となったことから、非製造業全体では33.1%(同5.2%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は79.5%(同360.1%)、1億円～10億円の階層は84.1%(同138.0%)、1,000万円～1億円の階層は90.4%(同70.5%)となった。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業では増加
設備投資額は8兆3,648億円で、増加率は△1.7%(前期△11.5%)となった。

業種別にみると、製造業では、情報通信機械などで増加したものの、輸送用機械、業務用機械、食品品などで減少したことから、製造業全体では△10.5%(同△31.2%)となった。一方、非製造業では、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業などで減少したものの、サービス業、不動産業、電気業などで増加したことから、非製造業全体では3.4%(同0.4%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△12.6%(同△19.0%)、1億円～10億円の階層は△7.9%(同△15.8%)、1,000万円～1億円の階層は34.9%(同17.2%)となった。

なお、ソフトウェア投資額は6,712億円で、増加率は△4.2%(同4.2%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は7兆6,936億円で、増加率は△1.5%(同△12.9%)となった。

前年同期比増加率の推移 (単位:%、億円)

区分	21.4-6	7-9	10-12	22.1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業	△17.0	△15.7	△3.1	10.6	3,579,121	20.3
製造業	△26.8	△21.2	△4.9	19.1	1,041,594	25.9
非製造業	△12.4	△13.1	△2.4	7.5	2,537,528	18.1
経常利益					(実額)	
全産業	△53.0	△32.4	102.2	163.8	132,745	83.4
製造業	△89.2	△69.3	864.7	*	45,767	553.0
非製造業	△26.4	△7.8	38.1	5.2	86,978	33.1
設備投資					(実額)	
全産業	△21.7	△24.8	△17.3	△11.5	83,648	△1.7
	(△22.2)	(△25.7)	(△18.5)	(△12.9)	(76,936)	(△1.5)
製造業	△32.0	△40.7	△34.5	△31.2	27,922	△10.5
	(△32.8)	(△41.4)	(△35.7)	(△32.2)	(25,815)	(△10.8)
非製造業	△14.2	△12.9	△5.8	△1.0	55,726	3.4
	(△14.3)	(△13.7)	(△6.7)	(0.4)	(51,121)	(4.0)

(注) 設備投資の() 書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。
*印は前年同期の数値が負数のため算出できないものである。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めている。そのためには、調査票の早期回収が不可欠であるので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)へ提出されたい。なお、次回平成22年7～9月期の調査票の提出期限は平成22年11月10日、結果の公表は平成22年12月2日の予定である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2010年 8月26日	IFRS第1号改訂案 「初度適用企業に対する固定日付の削除」	IASB	現行のIFRS1号において固定された日付であった「2004年1月1日」を「IFRSへの移行日」という表現に変更するもの。意見募集は2010年10月27日まで。	2010年 9月20日号 ニュース記事
2010年 8月27日	監査基準委員会研究報告「『監査ツール-監査計画-』(中間報告)」(公開草案)	JICPA	国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会が行うクラリティ・プロジェクトの動向を踏まえて行われている。新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の改正をベースにした監査ツールを作成するもの。意見募集は2010年9月24日まで。	—
2010年 8月30日	非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書	ASBJ、JICPA、日本税理士会連合会、日本商工会議所	会計基準の国際化にあたり検討してきた、非上場会社の会計基準のあり方についてのとりまとめ。今後、報告書の趣旨に沿って、中小企業向けの具体的な会計指針(仮称)の策定作業が行われる予定。	—
2010年 9月1日	会計基準アップデート(ASU)公開草案 複数事業主制度に加入する企業の開示の改善	FASB	複数事業主制度などに加入する企業の財務報告の透明性向上をはかるもの。意見募集は2010年11月1日まで。	—
2010年 9月3日	企業会計基準公開草案第44号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第39号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(案)」 企業会計基準適用指針公開草案第40号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」 実務対応報告公開草案第35号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」	ASBJ	連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について短期的に対応を行うもの。「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」の取扱いを、資産の譲渡者のみに適用されることとしている。適用時期は平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首からとされている(早期適用も可能)。意見募集は2010年11月4日まで。	—
2010年 9月3日	会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」	JICPA	平成22年度税制改正によるグループ法人税制の創設等、ならびに改正実務対応報告第5号・7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)・(その2)」の公表に対応するための見直しを行ったもの。	—

ろまで調整された。現在、予想されている企業収益がこれから下方修正といった事態にならないければ、さらなる株価下落は避けられるのではなからうか。

企業収益の動向を決めるのは海外景気、輸出需要と円相場である。不確実性が強調されるアメリカ経済はなお動揺ただならぬ感じだが、欧州経済は上方修正が伝えられ、中国、インド、東南アジアなど新興国経済の好調ぶりは変わらない。世界経済が二番底回避と判断できるまでには、まだ時間がかかろうが、円高による輸出のマイナスはそれほど大きくならない可能性が出てきた。

秋は世界的な株価調整になることが多く、警戒感が強いが、今年に限れば、調整は夏場で済んでいたことになるかもしれない。

経理用語の豆知識



自動化された業務処理統制等

自動化された業務処理統制等は、その性格から①自動化された業務処理統制、②自動化された会計処理手続、③手作業による統制に利用されるシステムから自動生成された情報に区分される。これらは、全般統制により支援されるITにより自動化された機能である。①は、情報の正確性、網羅性、適時性、正当性等の達成のためにアプリケーションに組み込まれた内部統制である。②は、計算、分類、見積り、その他会計処理を人間に代わりアプリケーションが行う手続である。③は、情報システムから出力された情報を利用して手作業による統制活動として実施する場合のその情報をいう。

監査人は、「自動化された業務処理統制等」について前年度からの変更の有無を質問により確かめる。変更がない場合の裏づけを得るための手続として、バージョン情報やリリースノートの内容を確かめる、プログラムのバージョン管理台帳等に変更案件等がないことや変更を確かめること等が挙げられる。



コンピュータ利用監査技法(CAAT)

コンピュータ利用監査技法(CAAT:Computer Assisted Audit Techniques)とは、監査のツールとしてコンピュータを利用する監査技法であり、監査手続の有効性および効率性を改善することが可能となる。

CAATは、実施するために必要なコンピュータプログラムとデータにより構成される。その方法には、①被監査会社の汎用コンピュータに監査人が作成した汎用監査プログラムをロードし、抽出、計算、比較、統計処理等を実施し出力する方法、②データダウンロード監査技法と呼ばれる被監査会社の電子記録化された監査対象データを電子記録のまま入手し、監査人の管理下にあるPC等を用いて、監査人が入手したデータを利用し必要な監査手続を実施する方法、がある。

また、CAATを利用することにより、仕訳テストにおいて不正や誤謬による重要な虚偽表示のリスクが相対的に高い科目について、より深度のある手続を実施することができる。

